ストップ・ザ・格差社会！
すべての働く者を連合の輪へ
「安心社会」を切り拓こう！

れんごう島根

No.129 2017.11.9

日本労働組合総連合会
島根県連合会（連合島根）
〒690-0007 松江市御手船場町557-7（労働会館内）
TEL（0852）21−8105／FAX（0852）23−4105
E-mail : info@shimane.jtuc-rengo.jp
ホームページ　http://ws1.jtuc-rengo.or.jp/shimane
発行人／仲田　敏幸

連合島根 第15回定期大会を開催

ー満場一致で2018～2019年度の活動方針を確立ー

「大会スローガン」 **次の飛躍へ　確かな一歩を**

連合島根は、11月2日（木）労働会館において、代議員、特別代議員、役員及び来賓の合計130名が出席し、第15回定期大会を開催しました。

仲田会長の挨拶の後、来賓の連合本部山本副事務局長、民進党島根県総支部連合会代表石橋参議院議員の挨拶を受けました。その後2018年～2019年度の具体的な運動方針を提起し、「働くことを軸とする安心社会の創造」「組織拡大で34,000人連合島根」の実現に向けた2年間の方針と新役員体制を承認確立しました。

仲田会長あいさつ

来賓挨拶：山本和代連合本部副事務局長

来賓挨拶：石橋通宏民進党島根県総支部連合会代表

〈大会の議事内容〉

一般活動経過報告、決算報告、会計監査報告
第１号議案　2018～2019年度連合島根運動方針（案）
第２号議案　一般会計及び特別会計収支剰余金処分（案）
第３号議案　2018年度予算（案）
第４号議案　2017連合島根春季生活闘争まとめ（案）
第５号議案　役員改選について
第６号議案　功労者表彰について
第７号議案　顧問の委嘱について

議長団　JAM山陰：池田代議員　農団労：陰山代議員

自治労：須田代議員

大会では経過報告並びに各種議案の承認を得ましたが、自治労からは「①民進党の合流と野党分裂についての見解②希望の党と連合政治方針の整合性③連合島根の政治意識の高揚」について、意見が出されました。代議員からの活発な意見提起により運動方針への強化がなされ、意義ある定期大会となりました。

松林副事務局長の大会宣言の後、仲田会長の音頭で「働くことを軸とする安心社会の実現」に向け、ガンバローを三唱しました。

最後に、大会参加者全員で、ITUCが提唱し、連合が取り組んでいる「ディーセントワーク・フォー・オール」（すべての人に働き甲斐ある人間らしい仕事を求める運動）のアピール行動を行いました。

ガンバロー三唱

出席者全員で『ディーセントワーク・フォー・オール』世界行動デーのアピールを実施

新執行部体制

役職名	氏名	出身産別	再・新
会長	仲田　敏幸	電力総連	再
副会長	成相　善朗	自治労	再
	斉藤　直子	UAゼンセン	再
	細木　芳治	JAM	再
	井本　寿弘	電力総連	再
	坂下　貴英	JP労組	再
	小松原直樹	電機連合	再
	宇都宮克明	農団労	再
事務局長	原田　圭介	自治労	再
副事務局長	景山　誠	電機連合	再
	土岡　勉	JR連合	再
	松林　重雄	JAM	再
	錦織　泰治	JP労組	再
執行委員	齋藤　義勝	自動車総連	再
	石原　克敏	情報労連	新
	加田　章	運輸労連	再
	佐々木弘臣	交通労連	再
	廣澤　寿志	JR連合	再
	恒松　幸子	日教組	再
	吉内　茂樹	紙パ連合	再
	新田　勇	国公総連	再
	内田　智己	県私鉄	再
	吾郷　友基	青年委員会	再
	鎌田　恵子	女性委員会	再
会計監査	布野　博史	フード連合	新
	諸石　賢一	政労連	新
	野津　務	全労金	新

退任役員

執行委員　唐桶　辰史　（情報労連）
会計監査　石橋　康大　（全水道）
会計監査　目次　真一　（全造船機械）
会計監査　荒瀬　正幸　（政労連）

大変お世話になりました。
新たなお立場でのご活躍をご祈念いたします。

11.2『非正規労働支援センター』が開設されました。

大会終了後、連合島根非正規労働支援センターの開所式をおこないました。このセンターは県内で働く非正規雇用労働者の雇用安定と処遇改善に向けた取り組みの中心となる機能を持ち、松江・出雲・浜田に窓口を設置しました。開所式には労働局・県・連合本部・県労福協から来賓をお招きし、大会会場でテープカットをおこないました。今後は、通年の相談業務と処遇改善の取り組み、また来春からスタートする「無期転換ルール」の啓発などを進めていきます。

非正規労働支援センター開所式

島根県最低賃金改定のお知らせ

島根県最低賃金時間額　740円（引上額22円　効力発生日：平成29年10月1日）

産業別最低賃金

産業	時間額	引上額	効力発生日
製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業	859円	23円	平成29年11月22日
はん用、生産用、業務用機械器具製造業	841円	21円	平成29年11月30日
自動車・同附属品製造業	833円	21円	平成29年12月10日
電子部品・デバイス・電子回路	775円	19円	平成29年11月29日
百貨店、総合スーパー	750円	2円	平成29年11月22日
自動車新車（小売）	812円	22円	平成29年11月26日

1.最低賃金は、常用・臨時・パートなどすべての労働者に適用されます。
2.次の賃金は最低賃金の対象となる賃金から除外されます。
（1）臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
（2）1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
（3）時間外労働・休日労働・深夜労働に対する割増賃金
（4）精勤手当・皆勤手当
（5）通勤手当
（6）家族手当